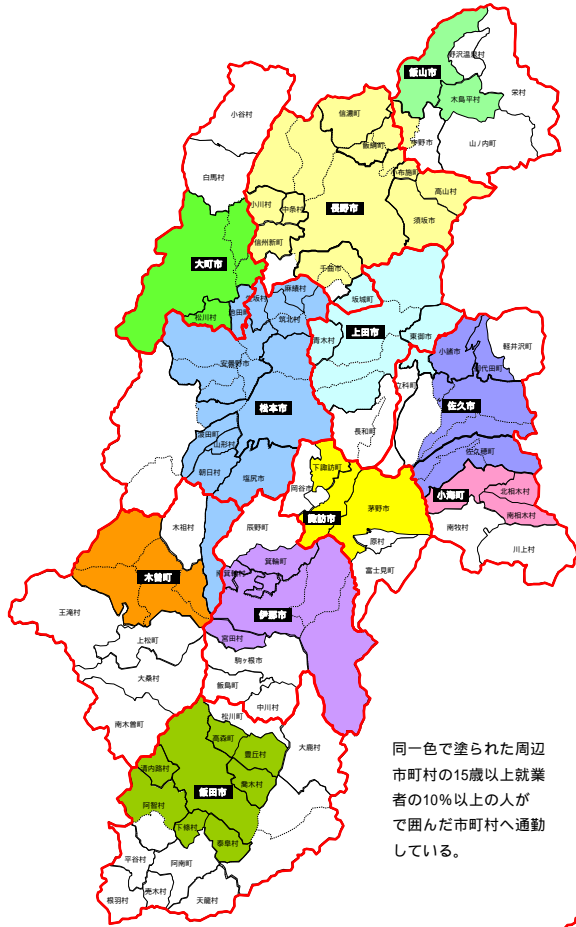


平成2年通勤圏（10%以上）

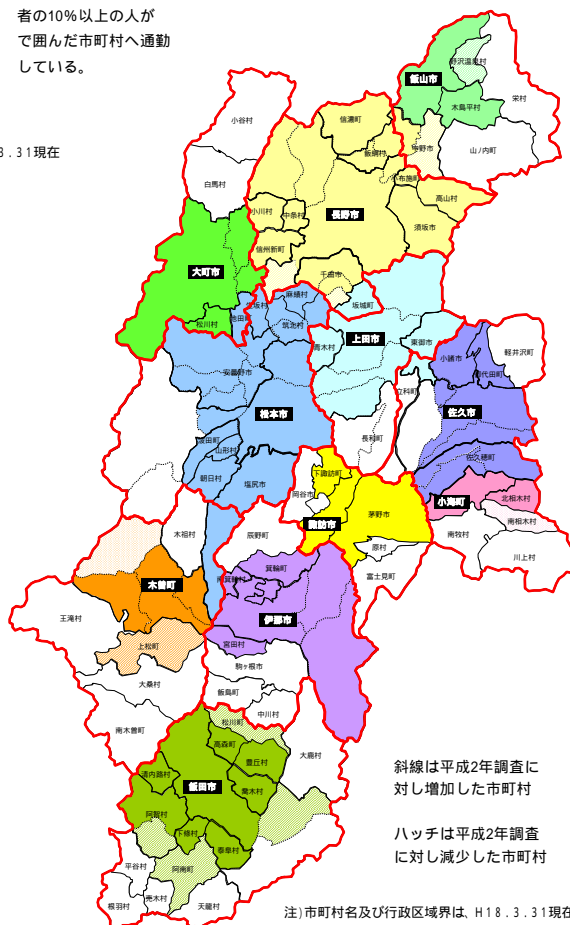


平成2年から12年の通勤圏の変化は、飯田市へ通勤する圏域が拡大している他は商圏ほどの大きな変化は見られない。概ね10の広域市町村圏の範囲内に収まっている。

同一色で塗られた周辺市町村の15歳以上就業者の10%以上の人々が、困んだ市町村へ通勤している。

注) 市町村名及び行政区境界は、H18.3.31現在

平成12年通勤圏（10%以上）



斜線は平成2年調査に対し増加した市町村

ハッチは平成2年調査に対し減少した市町村

注) 市町村名及び行政区境界は、H18.3.31現在

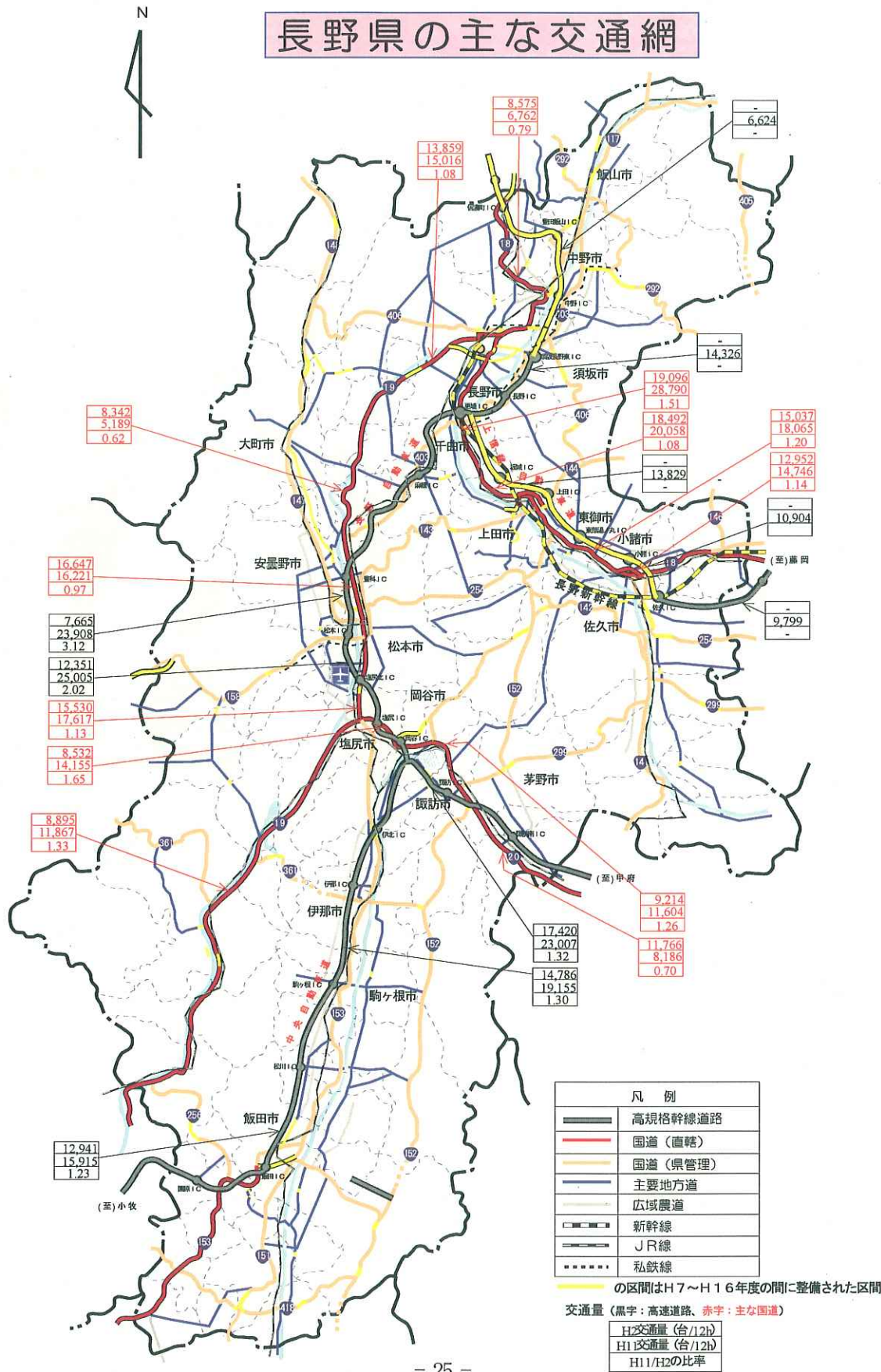


# 県内交通網整備の状況

資料-22 (1)

- 平成7年度以降、長野新幹線、上信越自動車道などの高速交通網整備や平成10年の長野冬季オリンピック開催に伴う輸送道路などの整備がなされてきた。
- 特に北信地域と東信地域の連絡が飛躍的に向上している。

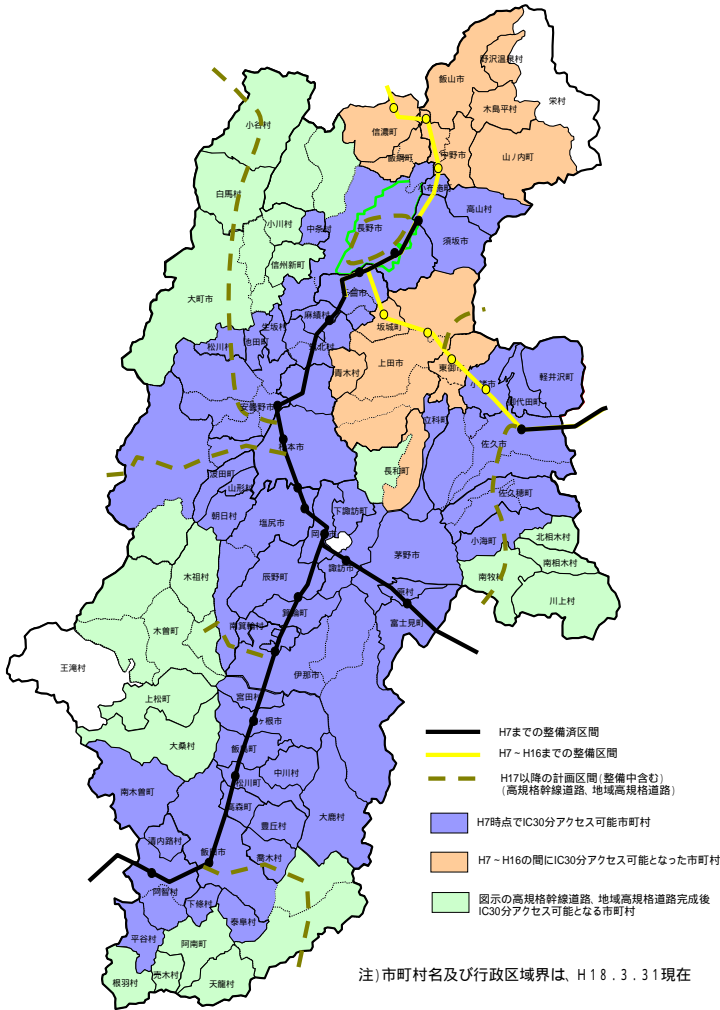
## 長野県の主な交通網



# 高速道路インターと中心都市へのアクセス状況

資料 - 22 (2)

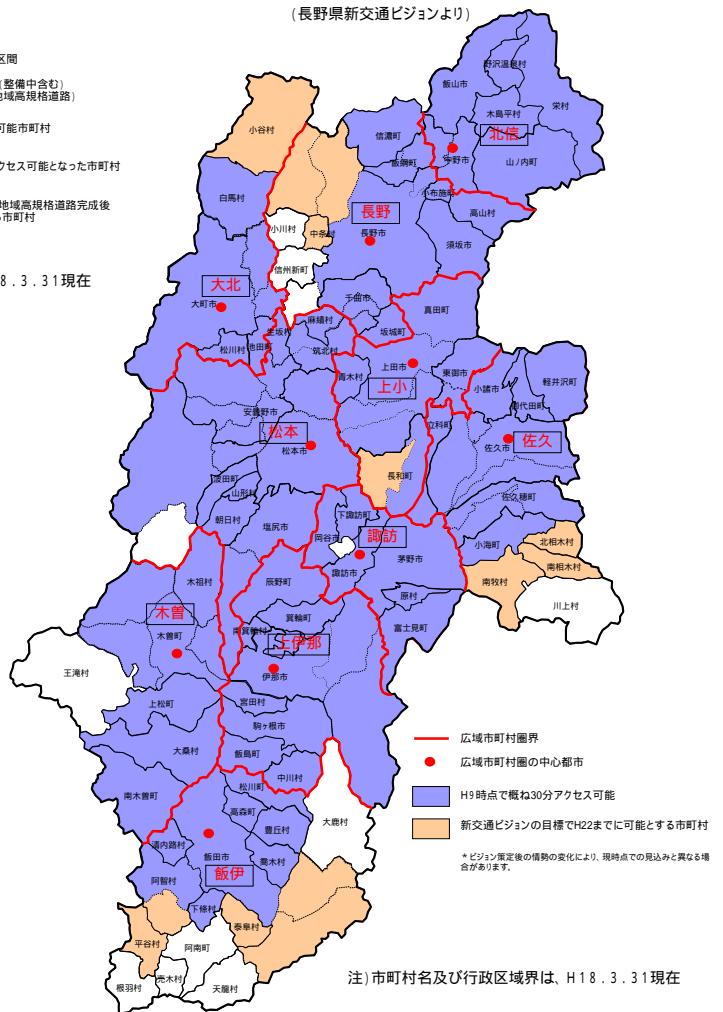
高速道路インターへの30分アクセス可能圏域の変化



交通網の整備により高速道路インター及び広域市町村圏の中心都市へのアクセス時間は短縮している。短時間で移動可能な範囲が拡大してきている。

広域市町村圏中心都市への30分アクセス可能圏域

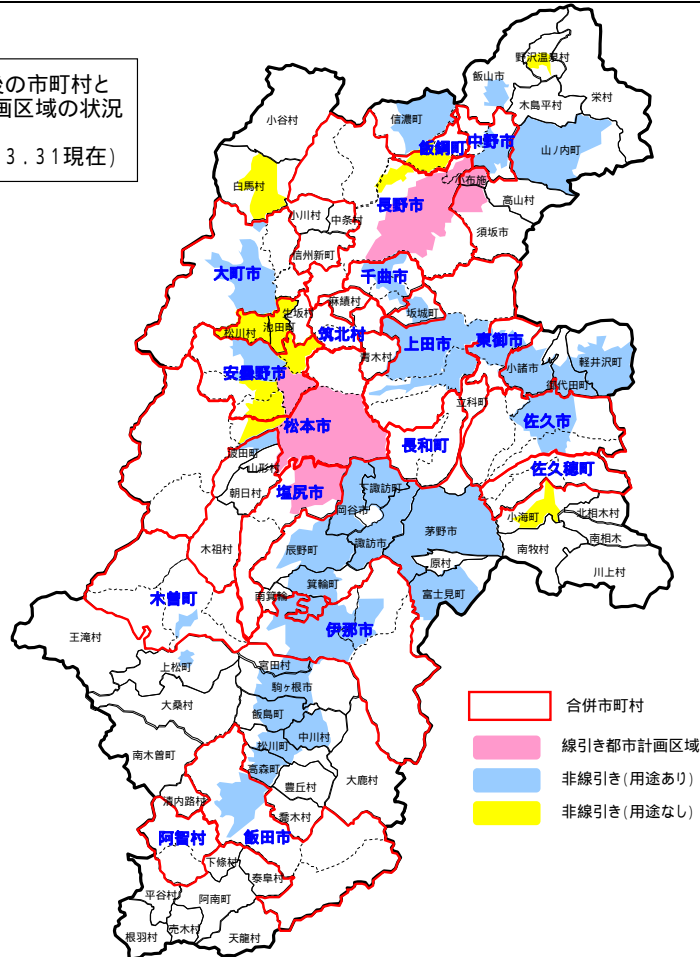
(長野県新交通ビジョンより)



# 市町村合併における主な課題

<b>パターン1</b>	【線引き】 + 【非線引き(条例)】 + 【非線引き(用途なし)】
市町村名	安曇野市 = 【豊科町】 + 【穂高町】 + 【明科町、堀金村、三郷村】
主な課題	<p>新市における統一的土地利用制度の構築 <b>望ましい土地利用制度とは「線引き」か「まちづくり条例」か？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では旧町村ごとにバラバラな土地利用制度の運用状況 〔合併協議会においては、線引き、まちづくり条例について「合併後5年を目途に同一歩調で行う」としている〕 旧豊科町の検討委員会により議論された地域の課題</li> <li>・人口、住宅の増加にともなう「田園風景や営農環境の変化(用途の混在)」</li> <li>・モータリゼーションの発達、安い地価、緩い開発規制などが要因の「郊外への大規模商業施設の進出」</li> <li>・下水道料金の差などに顕著に見られる「都市基盤整備の非効率化」 〔旧豊科町の下水道区域はコンパクトなのに対し、旧穂高町では広く拡散しており、使用料などの格差にしている〕</li> <li>・旧町村内の農振農用地区域の設定の差による「農振法の影響力の違いによる市街化の進行の相違」 〔旧穂高町では集落が点在し農地のまとまりが小さく農振農用地の指定が緩やか。旧豊科町では比較的まとまった農地〕</li> </ul> <p>市町村ワーキング会議などを通して聞かれた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内農地の税率が他の地域の農地や調整区域内農地に比べ高いなど、地域間格差による住民の不公平感</li> <li>・「線引き拡大」に対し、得ることが非常に困難と考えられる「地域住民の理解」</li> </ul>
<b>パターン2</b>	【線引き】 + 【非線引き(用途なし)】 + 【都市計画区域外】
市町村名	松本市 = 【松本市】 + 【梓川村】 + 【四賀村、安曇村、奈川村】
主な課題	<p>旧梓川村地域における課題 <b>松本都市計画区域(線引き制度)の区域拡大は可能か？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線引きの松本都市計画区域に隣接し、良好な交通状況のため生じている「無秩序な開発の圧力」</li> <li>・松本都市計画区域に統合する場合、「線引き拡大」に対する地域住民の理解</li> </ul> <p>旧市町村間における土地利用制度の違いによる課題 <b>都市計画区域拡大や準都市計画区域指定の必要性と範囲は？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域外における地域環境を保全する必要性と土地利用手法</li> <li>・土地利用制度の違いにより生ずる地域間格差(課税、土地評価、都市整備など)による住民の不公平感</li> </ul>
<b>パターン3</b>	【線引き】 + 【都市計画区域外】
市町村名	長野市 = 【長野市、豊野町】 + 【戸隠村、鬼無里村、大岡村】 塩尻市 = 【塩尻市】 + 【槽川村】
主な課題	<p>旧市町村間における土地利用制度の違いによる課題 <b>都市計画区域拡大や準都市計画区域指定の必要性と範囲は？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域外における地域環境を保全する必要性と土地利用手法 〔特に旧戸隠村(高原)や旧槽川村(奈良井宿)における地域特有の自然・生活・文化環境を保全する手段の構築〕</li> <li>・土地利用制度の違いにより生ずる地域間格差(課税、土地評価、都市整備など)による住民の不公平感</li> </ul>
<b>パターン4</b>	【非線引きのみ】
市町村名	千曲市 = 【更埴市、戸倉町、上山田町】 <b>【都市計画区域を統合し、併せて「保全」を目的とした区域拡大を実施済】</b>
<b>パターン5</b>	【非線引き】 + 【都市計画区域外】
市町村名	上田市 = 【上田市、丸子町】 + 【真田町、武石村】 佐久市 = 【佐久市、白田町】 + 【浅科村、望月町】 (上記ほか、7つの新市町が該当)
主な課題	<p>旧市町村間における土地利用制度の違いによる課題 <b>都市計画区域拡大や準都市計画区域指定の必要性と範囲は？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後の統一的土地利用</li> <li>・都市計画区域外における地域環境を保全する必要性と土地利用手法</li> <li>・土地利用制度の違いにより生ずる地域間格差(課税、土地評価、都市整備など)による住民の不公平感</li> </ul> <p>都市計画区域内における課題 <b>都市計画制度(地区計画、特定用途制限地域など)の活用は？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途別地域における無秩序な土地利用状況</li> </ul>

合併後の市町村と  
都市計画区域の状況  
(H18.3.31現在)



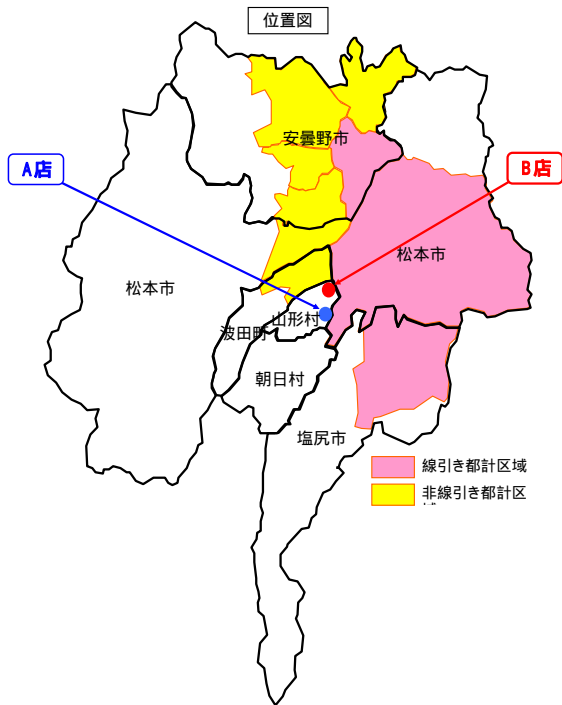
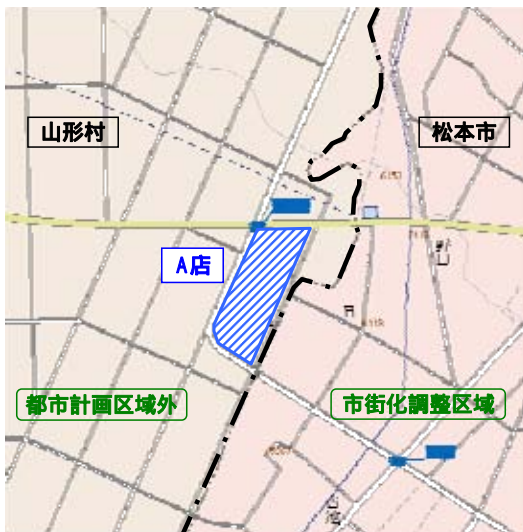
# 都市計画区域外における大型商業施設立地事例

線引き都市計画区域に隣接する都市計画区域外、つまり圏域の中心都市周辺の土地利用規制の弱い部分に広大な駐車場を有する大規模商業施設が立地している。

## 山形村 A店

【線引き都市計画区域に隣接する都市計画区域外における大型店の立地】

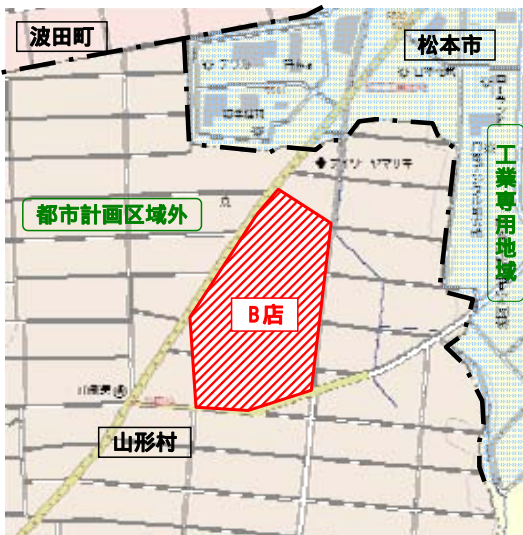
所在地	山形村字大池原359-1外 【都市計画区域外】
業務形態	スーパーほか
店舗面積	北棟 3,160㎡、南棟 9,840㎡ 合計 13,000㎡
敷地面積	約 45,000㎡ (約4.5ha)
駐車場台数	約 600台
開店日	平成8年11月29日



## 山形村 B店

【線引き都市計画区域に隣接する都市計画区域外における大型店の立地】

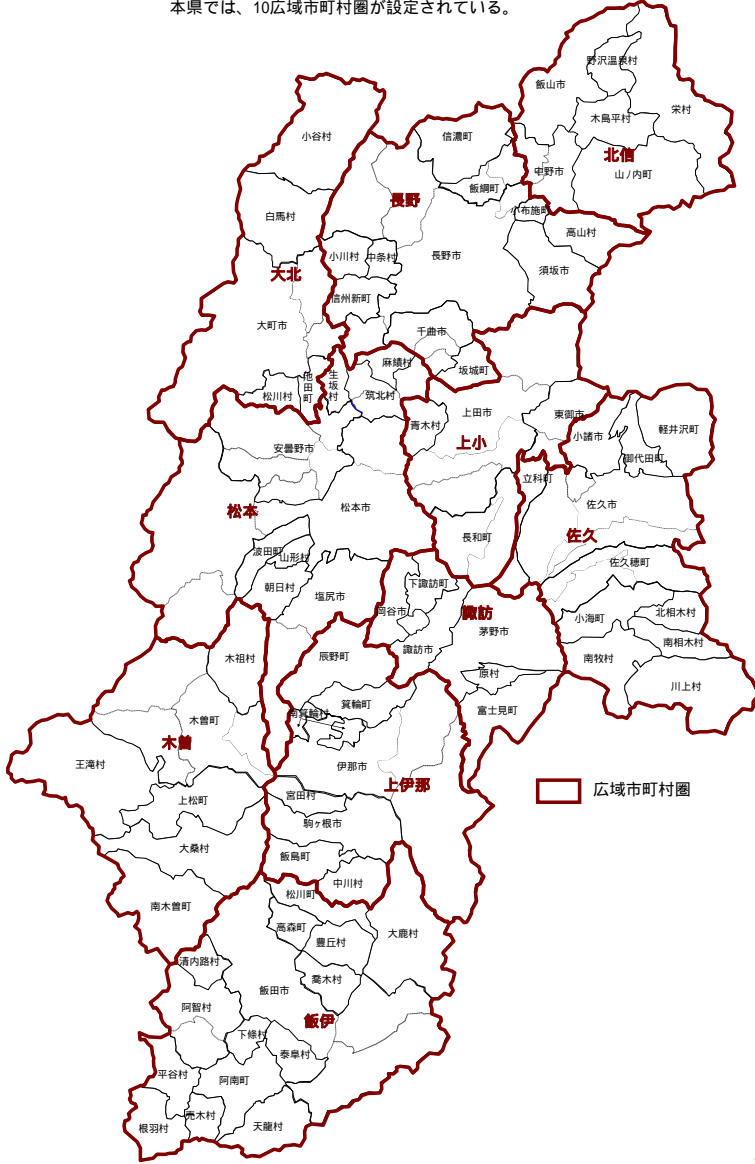
所在地	山形村北野尻7977外 【都市計画区域外】
業務形態	百貨店ほか
店舗面積	28,582㎡
敷地面積	約 110,000㎡ (約11.0ha)
駐車場台数	約 2,000台
開店日	平成12年10月21日



## 広域市町村圏

高度経済成長期に社会資本整備の地域間格差や過疎過密問題が顕在化し、総務省（旧自治省）では、このような時代の要請に応えるため、比較的整備が進んでいる「都市」の蓄積を活用し、周辺市町村の行政需要を満たすとともに、相互に協力して未着手の行政分野に広域的に取り組むという考えから、住民の要請に応え魅力ある豊かな地域社会を建設するための広域事務処理単位（日常生活圏の場）として、「広域市町村圏」を昭和44年に創設した。

本県では、10広域市町村圏が設定されている。



## 地方生活圏

国土交通省（旧建設省）では、都市と周辺の濃山漁村を一体的な生活の場としてとらえ、地域住民の日常生活を重視した地域整備をねらいとして、昭和44年以来、全国に179の地方生活圏を設定し、地方生活圏計画に基づき圏域整備に取り組んできた。

平成2年度からはこの地方生活圏毎に新地方生活圏計画を策定、それに基づく圏域整備を実施し、地域住民にとって豊かで住みよい地域づくりを推進している。

本県では、5地方生活圏が設定されている。



# 長野県都市計画ビジョンにおける圏域の概念

平成17年3月に策定した「長野県都市計画ビジョン」 章「都市づくりの目標」において、「県民の生活圏は概ね10の圏域に区分することができる。」として、広域的都市づくりの圏域の概念を示している。  
 「長野県都市計画ビジョン」 章「都市計画関連制度の運用方針」において、広域化する県民の生活圏に対応し、実質的な一体の都市の区域における都市計画の方針を定め、整合性・統一性のある制度活用がされるような都市計画区域統合の必要性を示している。

県土の土地利用規制の状況図（出典：長野県都市計画ビジョン）

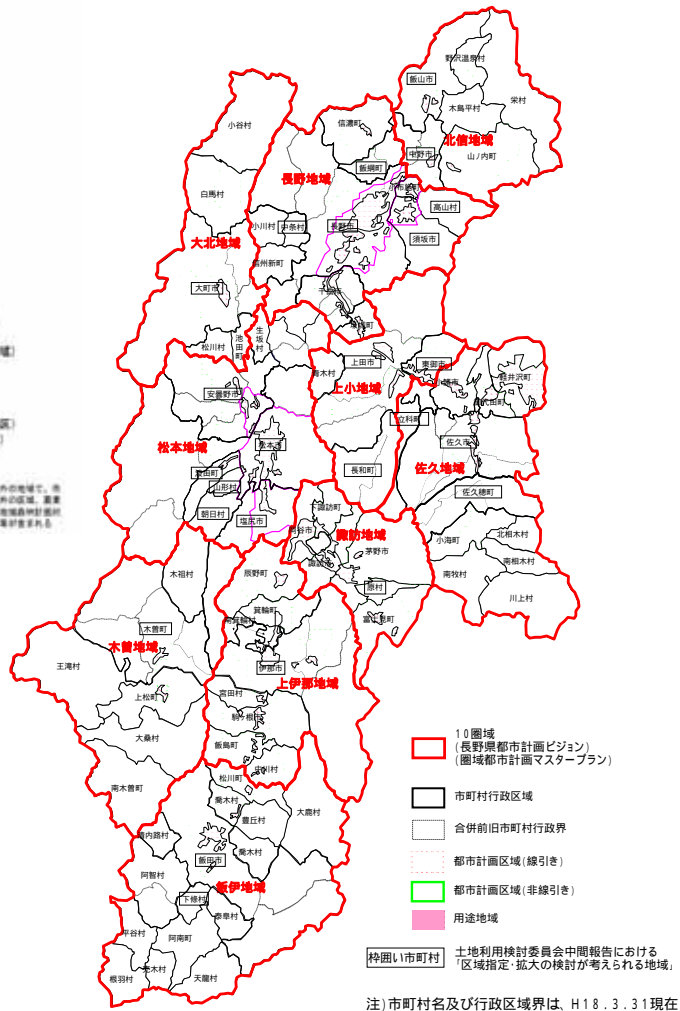


10圏域の面積及び人口

10圏域	都市計画区域		行政区域	
	面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)
佐久	33,598	159.8	157,162	215.0
上小	28,161	176.3	90,534	210.3
諏訪	61,387	204.4	71,539	211.6
上伊那	48,436	179.7	134,828	192.4
飯伊	11,850	115.3	192,919	178.4
木曾	1,027	11.5	154,626	36.5
松本	59,709	380.5	186,914	428.5
大北	21,940	60.5	110,250	67.7
長野	47,253	510.4	156,542	569.8
北信	26,704	68.1	100,908	102.9
合計	340,065	1,866.6	1,356,054	2,213.1

人口は平成12年国勢調査による

圏域都市計画マスタープランによる10圏域図



都市計画ビジョンと圏域・区域マスタープランの体系

